○別府市建築基準法施行細則

平成９年２月１４日

規則第４号

（趣旨）

第１条　この規則は、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号。以下「政令」という。）、建築基準法施行規則（昭和２５年建設省令第４０号。以下「省令」という。）及び大分県建築基準法施行条例（昭和４６年大分県条例第２７号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（確認申請手数料等の減免）

第２条　別府市手数料条例（昭和３９年別府市条例第２０号）第６条第３号の規定により、手数料の額を減額又は免除することができる場合は、次のとおりとする。ただし、国、都道府県又は建築主事を置く市町村が建築し、又は大規模の修繕をする場合を除く。

(1)　都市計画法（昭和４３年法律第１００号）若しくは土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）による事業又はその他の公共事業を施行するために建築物若しくは工作物を建築する場合における別府市手数料条例別表第６第１項、第５１項並びに第５３項に規定する確認申請手数料（建築物確認申請にあっては構造計算適合性判定を要する場合に加算する額を除く。）、同表第２項、第３項、第５２項並びに第５４項に規定する完了検査申請手数料及び同表第４項に規定する中間検査申請手数料（以下「確認申請手数料等」という。）は、同表の規定により算出した金額の２分の１とする。

(2)　災害により住宅を滅失し、又は破損した者が、その災害の発生の日から１年以内にこれを建築し、又は大規模の修繕をする場合における確認申請手数料等（建築物確認申請にあっては構造計算適合性判定を要する場合に加算する額を除く。）は、免除する。

２　前項の規定により確認申請手数料等の減額又は免除を受けようとする

者は、それを証する書類を当該確認申請書、完了検査申請書又は中間検査申請書に添えなければならない。

（一部改正〔平成１１年規則３１号・１２年８号・１９年３９号・令和５年２４号〕）

（手数料の納付方法）

第３条　法又は政令の規定による許可、確認、完了検査、中間検査、認定申請又は仮使用認定申請の手数料は、当該申請書に添えて納付しなければならない。

２　既納の手数料は、還付しないものとする。

（一部改正〔平成１１年規則３１号・１２年８号・令和５年２４号〕）

（建築面積の敷地面積に対する割合の緩和）

第４条　法第５３条第３項第２号の規定により市長が指定する敷地は、次の各号に掲げるものとする。

(1)　周辺の長さの３分の１以上が道路又は公園、広場、川、海その他これらに類するものに接する敷地

(2)　周辺の長さの６分の１以上が幅員１２メートル以上の道路に接する敷地

(3)　周辺の長さの６分の１以上が道路に接し、かつ、その道路の反対側に公園、広場、川、海その他これらに類するものがあり、これらとその道路との幅員の合計が１２メートル以上である敷地

（道路面と敷地地盤面に高低差がある場合）

第５条　政令第１３５条の２第２項の規定による前面道路の位置は、建築物の敷地の地盤面から１メートルだけ低い位置にあるものとみなす。

（意見の聴取の請求）

第６条　法第９条第３項又は第８項（法第１０条第４項、法第４５条第２項、法第８８条第１項、第２項若しくは第３項、法第９０条第３項又は法第９０条の２第２項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取を請求しようとする者は、その請求の趣旨その他必要な事項を記載した意見の聴取請求書（様式第１号）を市長に提出しなければなら

ない。

（一部改正〔平成１２年規則８号・１８年１７号〕）

（開催の通知及び公告）

第７条　市長は、聴取を行おうとするときは、意見聴取開催通知書（様式第２号）により聴取の請求をした者（以下「被聴取者」という。）に通知するとともに、その旨を公告するものとする。

（聴取）

第８条　聴取は、公開して、口述審問により行う。

（議長）

第９条　聴取における議長は、市長が市の職員の中から指名する。

２　議長は、必要があると認めるときは、関係行政機関の職員の出席を求めて意見を聴くことができる。

（意見の聴取の放棄）

第１０条　法第９条第５項（同条第８項、法第１０条第４項、法第４５条第２項、法第８８条第１項、第２項若しくは第３項、法第９０条第３項又は法第９０条の２第２項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による通知又は法第４６条第２項若しくは法第４８条第１７項の規定による公告により出頭を求められた者が、通知書又は公告に示された期日及び場所に出頭しないときは、その者は意見の聴取の機会を利用する権利を放棄したものとみなす。ただし、出頭を求められた者が、特別の理由により出席できない旨をあらかじめ、文書をもって市長に届け出た場合は、この限りでない。

（一部改正〔平成１２年規則８号・１８年１７号・１９年３９号・２２年２４号・令和５年２４号〕）

（意見の聴取の代理人及び証人の出席）

第１１条　法第９条第５項の規定による通知を受けた者が、代理人又は証人を出席させるときは、あらかじめ、文書をもって市長に届け出なければならない。

（意見の聴取の参考人の出席）

第１２条　市長は、意見の聴取に際し参考人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（意見の聴取の延期）

第１３条　市長は、災害その他やむを得ない理由により、意見の聴取を行うことができない場合又は第１０条ただし書の規定により、届出をした者について必要と認める場合には、意見の聴取の期日を延期することができる。

２　前項の規定により期日を延期するときは、第７条の規定を準用する。

（発言）

第１４条　聴取においては、議長の許可がなければ発言することができない。

（議長等の発言の制限）

第１５条　議長又は関係行政機関の職員が被聴取者の親族又は利害関係人に当たるときは、発言することができない。

２　議長が前項の場合に該当するときは、市長は、他の職員に議長を代理させるものとする。

（傍聴人の制限）

第１６条　議長は、会場の秩序を維持するために必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

（意見の聴取の秩序維持）

第１７条　議長は、意見の聴取の秩序を維持するため必要があると認めるときは、出席者を制限し、又は退場を命ずることができる。

（聴取の記録）

第１８条　議長は、聴取の出席者の氏名、議事及び内容の要旨を記録しなければならない。

（確認申請書の添付図書）

第１９条　法第６条第１項の規定による建築物の建築等に関する確認（以下「建築の確認」という。）の申請書及び法第１８条第２項の通知には、省令第１条の３、第２条の２又は第３条に規定する図書のほか、次の各

号に掲げる図書を添えなければならない。

(1)　工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供する建築物（これらの用途に一部を供する建築物を含む。）を建築する場合にあっては／工場／危険物／調書（様式第３号）

(2)　建築物に屎尿浄化槽を設置する場合にあっては、その構造設備に関する屎尿浄化槽設置概要書（様式第４号）

(3)　がけ（条例第２条に規定するものをいう。以下同じ。）に近接して建築物を建築する場合にあっては、がけの形状、土質等を示す図書

(4)　建築物に予備電源を有する照明設備又は換気、排煙若しくは避雷の設備を設置する場合にあっては、これらの設備の設計図書

(5)　３階以上の階にはめごろし窓を有する場合にあっては、その主要部分の材料の種別及び寸法を示す図書

(6)　その他建築主事が必要と認める図書

（一部改正〔平成１１年規則３１号・１６年８号・１９年３９号・２２年２４号〕）

（許可申請書の添付図書）

第２０条　法の規定（法第８６条第３項及び第４項並びに法第８６条の２第２項及び第３項を除く。）による許可を受けようとする者は、許可申請書に省令第１条の３第１項の表１の（い）項及び（ろ）項に規定する図書のほか、次の各号に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1)　法第４８条第１項から第１４項までのただし書の規定による許可で、工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供する建築物（これらの用途に一部を供する建築物を含む。）に係るものについては、機械配置を明示した図書及び前条第１号に規定する／工場／危険物／調書

(2)　法第５６条の２第１項ただし書の規定による許可については、省令第１条の３第１項の表２の(29)項に掲げる図書のうち日影図及び日影形状算定表

(3)　その他市長が必要と認める図書

（一部改正〔平成１１年規則３１号・１６年８号・２２年２４号・令和５年２４号〕）

（確認等の取下げ）

第２１条　法の規定による許可の申請書若しくは認定の申請書若しくは建築の確認の申請書を提出した者又は法第１８条第２項の通知をした者は、市長又は建築主事が許可、認定又は確認をする前に当該申請書又は通知を取り下げようとするときは、／許可申請書／認定申請書／確認申請書／計画通知書／取下届（様式第５号）を市長又は建築主事に提出するものとする。

（一部改正〔平成１１年規則３１号・１６年８号・１９年３９号〕）

（建築主等の変更等）

第２２条　法の規定による許可若しくは認定、建築の確認又は法第１８条第３項に規定する確認を受けた建築物の建築主は、その工事完了前に建築主を変更するときは、建築主変更届（様式第６号）に許可通知書、認定通知書又は確認済証を添えて市長又は建築主事に提出しなければならない。

２　建築主は、建築の確認又は法第１８条第３項に規定する確認を受けた建築物について、工事監理者又は工事施工者を選定し、又は変更するときは、工事監理者／選定／変更／届（様式第７号）又は工事施工者／選定／変更／届（様式第８号）を建築主事に提出しなければならない。この場合において、工事監理者が建築士であるときは、建築士免許証の写しを添えなければならない。

３　代理者によって前２項に規定する届出を行う場合にあっては、当該代理者に委任することを証する書類を添えなければならない。

（一部改正〔平成１１年規則３１号・１６年８号・１９年３９号〕）

（工事の取りやめ）

第２３条　建築主は、法の規定による許可若しくは認定、建築の確認又は法第１８条第３項に規定する確認を受けた建築物の全部又は一部の工事

を取りやめたときは、工事取りやめ届（様式第９号）に、次の各号に掲げる図書を添えて市長又は建築主事に提出するものとする。

(1)　許可通知書、認定通知書又は確認済証

(2)　建築物の一部を取りやめたときは、その部分を明示した設計図書

（一部改正〔平成１１年規則３１号・１６年８号・１９年３９号〕）

（施工状況報告）

第２４条　木造以外の建築物で、３以上の階数を有し、又は延べ面積が５００平方メートルを超えるものの建築主は、当該建築物が次の各号のいずれかに該当するときは、施工状況報告書（様式第１０号）により速やかに、その施工の状況を建築主事に報告しなければならない。

(1)　基礎及び各階の配筋を終了したとき。

(2)　鉄骨の建方を終了したとき。

(3)　その他建築主事が必要と認めてあらかじめ指定した施工の状況に達したとき。

（一部改正〔平成１６年規則８号〕）

（建築物の定期報告）

第２５条　省令第５条第１項の規定による報告の時期は、３年ごとの年の７月１日から１２月２０日までとする。

２　省令第５条第４項の規定により市長が定める書類は、省令第１条の３第１項の表１の（い）項に掲げる図書とする。

３　法第１２条第１項の規定による調査は、報告日の前６月以内にしなければならない。

４　省令第６条の３第５項第２号の規定により、省令第５条第３項に規定する書類の保存期間は５年とする。

（一部改正〔平成１２年規則３９号・１６年８号・１９年３９号・２８年４５号〕）

（建築設備等の定期報告）

第２６条　法第１２条第３項の規定により市長が指定する特定建築設備等は、政令第１６条第１項に規定する建築物に設ける換気設備（法第２８

条第２項ただし書及び第３項の規定により設けた機械換気設備並びに中央管理方式の空気調和設備に限る。）、排煙設備（法第３５条の規定により設けた機械排煙設備に限る。）及び非常用の照明装置（同条の規定により設けた非常用の照明装置に限る。）とする。

２　省令第６条第１項の規定による報告の時期は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1)　政令第１６条第３項第１号に掲げる昇降機　４月１日から前年の報告を行った日（設置後最初に行う報告においては、法第８７条の４において準用する法第７条第５項又は法第７条の２第５項の規定による検査済証の交付を受けた日）の翌日から起算して１年（省令第６条第１項の国土交通大臣が定める検査の項目（以下「大臣指定検査項目」という。）については３年）を経過する日の属する月の末日までの期間

(2)　政令第１６条第３項第２号に掲げる防火性設備及び前項に規定する特定建築設備等　毎年（大臣指定検査項目については３年ごとの）４月１日から１２月２０日までの期間

３　省令第６条の２の２第１項の規定による報告の時期は、４月１日から前年の報告を行った日（政令第１３８条の３に規定する昇降機等の設置後最初に行う報告においては、法第８８条第１項において準用する法第７条第５項又は法第７条の２第５項の規定による検査済証の交付を受けた日）の翌日から起算して１年（大臣指定検査項目については３年）を経過する日の属する月の末日までとする。

４　法第１２条第３項（法第８８条第１項において準用する場合を含む。）の規定による検査は、報告の日前２月以内にしなければならない。

５　省令第６条の３第５項第２号の規定により、省令第６条第３項及び第６条の２の２第３項に規定する書類の保存期間は５年とする。

（全部改正〔平成２８年規則４５号〕、一部改正〔令和５年規則２４号〕）

（不適格建築物の報告）

第２７条　既存建築物が都市計画法第８条第１項の規定により地域若しくは地区の指定又は変更により、法第４８条第１項から第１４項まで、法第５２条第１項若しくは第２項又は法第６１条の規定に適合しなくなった場合においては、当該建築物の所有者（所有者と管理者が異なる場合は、管理者）は、その指定又は変更の日から起算して６月以内に不適格建築物報告書（様式第１１号）に省令第１条の３第１項の表１の（い）項に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

（一部改正〔平成１１年規則３１号・１６年８号・２２年２４号・令和５年２４号〕）

（道路位置の指定申請）

第２８条　法第４２条第１項第５号の規定による道路の位置の指定を受けようとする者（以下「指定申請者」という。）は、道路位置指定申請書（様式第１２号）に、次の各号に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1)　省令第９条に規定する図面及び承諾書（様式第１３号）

(2)　承諾者の印鑑証明書

(3)　不動産登記法（平成１６年法律第１２３号）による最近の土地の登記事項証明書

(4)　字図

(5)　その他市長が必要と認める図書

２　市長は、前項の規定による申請が政令第１４４条の４第１項各号に掲げる道に関する基準に適合していると認めたときは、その旨を当該指定申請者に通知するものとする。

（一部改正〔平成１６年規則８号・１７年６号・令和５年２４号〕）

（道路の築造及び位置の標示）

第２９条　前条第２項の規定による通知を受けた指定申請者は、当該通知に係る道路を築造し、かつ、その道路の起点すみ切の場所に位置の標識（様式第１４号）を設置しなければならない。

２　指定申請者は、前項の規定により築造を完了し、かつ、位置の標識を

設置したときは、工事完了報告書（様式第１５号）を市長に提出し、検査を受けなければならない。

３　第１項の規定により設置した位置の標識は、市長の委任又は命令を受けた市の職員が立ち会わなければ、これを移動してはならない。

（一部改正〔平成１６年規則８号・１９年１４号〕）

（私道の変更及び廃止）

第３０条　法第４２条第１項第３号若しくは第５号又は同条第２項若しくは第３項の規定による私道を変更し、又は廃止しようとする者は、私道／変更／廃止／申請書（様式第１６号）に、省令第９条に規定する図面及び承諾書を添えて市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定により申請された私道の変更又は廃止を認めたときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。この場合において、私道の廃止に係る通知を受けた申請者は、速やかに、その標識を除去しなければならない。

（一部改正〔平成１６年規則８号〕）

（道路とみなされる道の指定）

第３１条　法施行の際に、又は法施行後都市計画区域として指定された際に、現に存在する幅員４メートル未満、１．８メートル以上の道で、一般の交通の用に供されているものは、法第４２条第２項の規定により、同条第１項の道路とみなす。（屎尿浄化槽を設ける区域のうち衛生上特に支障があると認める区域の指定）

第３２条　政令第３２条第１項の表の特定行政庁が衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域は、別府市の全域とする。ただし、下水道法（昭和３３年法律第７９号）第４条第１項の規定により定めた事業計画において２年以内に処理区域となることが予定されている区域を除いた区域とする。

（一部改正〔平成２４年規則１６号〕）

（垂直積雪量）

第３２条の２　政令第８６条第３項に規定する垂直積雪量の数値は、次の

区域に応じて、次の表に掲げる式によって計算したものとする。ただし、市街化区域内は、垂直積雪量を０．１５メートルとすることができる。

区域	垂直積雪量（単位　メートル）
別府市全域	０．０００３ls－０．０５rs＋０．１０

この表において、ls及びrsはそれぞれ次の数値を表すものとする。

ls　敷地の標高（単位　メートル）

rs　敷地の海率（敷地を中心とした半径２０キロメートルの円の面積に対する当該円内の海の面積の割合をいう。）

（追加〔平成１３年規則２４号〕）

（認定申請書の添付図書）

第３３条　法（法第８６条第１項若しくは第２項又は法第８６条の２第１項の規定を除く。）又は政令の規定により市長の認定を受けようとする者は、認定申請書（様式第１７号）に、省令第１条の３第１項の表１の（い）項及び（ろ）項に掲げる図書その他市長が必要と認める図書を添えて市長に提出しなければならない。

（一部改正〔平成１１年規則３１号・１６年８号〕）

（建築協定の認可申請書の添付図書）

第３４条　法第７０条第１項又は法第７６条の３第２項の規定により建築協定の認可を受けようとする者は、建築協定認可申請書（様式第１８号）に建築協定書、省令第１条の３第１項の表１の（い）項に掲げる附近見取図及び配置図並びに協定しようとする建築物の基準を示す図面を添えて市長に提出しなければならない。

２　前項の建築協定認可申請書には、建築協定区域内における法第６９条の規定による土地の所有権者等の住所及び氏名を記載した建築協定同意書を添えなければならない。

３　法第７４条の規定による建築協定の変更又は法第７６条の規定による建築協定の廃止をしようとする者は、前２項の規定に準じ、建築協定／変更／廃止／認可申請書（様式第１９号）を市長に提出しなければなら

ない。

４　法第７６条の３第６項の規定は、前項の場合に準用する。

（一部改正〔平成１１年規則３１号・１６年８号〕）

（一人建築協定効力発生届）

第３５条　法第７６条の３第５項の規定により建築協定が効力を有することとなったときは、同条第２項の規定により建築協定の認可を受けた者は、直ちに一人建築協定効力発生届（様式第２０号）に、新たに土地の所有者等となった者の土地又は建物の登記事項証明書及び当該土地又は建物の位置を表示した図面を添えて市長に提出しなければならない。

（一部改正〔平成１６年規則８号・１７年６号〕）

（違反建築物の公告の方法）

第３６条　省令第４条の１７の規定による違反建築物の公告の方法は、建築基準法による命令の公告（様式第２１号）を当該違反建築物又はその敷地内の見やすい場所及び市役所の掲示板に掲示して行う。

（一部改正〔平成１１年規則３１号・１６年８号〕）

（委任）

第３７条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成９年４月１日から施行する。

（定期報告）

２　この規則施行後、第２５条第１項の規定により３年ごとに行う定期報告の最初の年は、次の各号に定める年とする。

(1)　別表の(1)項に掲げる建築物にあっては、平成９年

(2)　別表の(2)項に掲げる建築物にあっては、平成１０年

(3)　別表の(3)項、(4)項又は(5)項に掲げる建築物にあっては平成１１年

（経過措置）

3　この規則の施行の際、現に大分県建築基準法施行細則（昭和４６年大分県規則第８１号）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則の相当の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

附　則（平成１１年6月２５日規則第３１号）

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行し、改正後の別府市建築基準法施行細則の規定は、平成１１年5月１日から適用する。

（経過措置）

2　平成１１年４月３０日以前に確認の申請がされた建築物に係る第２２条及び第２３条の適用については、なお従前の例による。

3　この規則の施行の際現に改正前の別府市建築基準法施行細則の規定に基づいて提出されている報告書その他の書類は、新規則の相当規定に基づいて提出された報告書その他の書類とみなす。

附　則（平成１２年3月１０日規則第7号）

（施行期日）

1　この規則は、平成１２年5月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正後の別府市建築基準法施行細則（以下「改正後細則」という。）の規定は、施行日以後に法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出する建築物及び法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物について適用する。

3　改正後細則による中間検査を行う期間は、施行日から5年間とする。

附　則（平成１２年3月２１日規則第8号）

この規則は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則（平成１２年１２月２７日規則第３９号）

この規則は、平成１３年１月6日から施行する。

附　則（平成１３年5月2日規則第２４号）

この規則は、公布の日から施行し、平成１３年４月１日から適用する。

附　則（平成１６年３月２４日規則第８号）

この規則は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則（平成１７年３月７日規則第６号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１７年３月２８日規則第１４号）

この規則は、平成１７年５月１日から施行する。

附　則（平成１８年３月３０日規則第１７号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１９年３月３０日規則第１４号）

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成１９年６月１９日規則第３９号）

この規則は、平成１９年６月２０日から施行する。ただし、第１０条の改正規定は、平成１９年１１月３０日から施行する。

附　則（平成２２年４月３０日規則第２４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２４年３月３０日規則第１６号）

この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年６月３０日規則第４５号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（定期報告）

２　改正後の第２５条第１項の規定により３年ごとに行う定期報告の最初の年は、次の掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める年とする。

(1)　建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号。以下「政令」という。）第１６条第１項第３号に掲げる建築物（第３号に掲げる建築物を除く。）　平成２８年

(2)　政令第１６条第１項第１号、第２号、第４号及び第５号に掲げる建築物　平成２９年

(3)　政令第１６条第１項第３号に掲げる建築物（旅館及びホテルの用途に供する建築物に限る。）　平成３０年

（特定建築設備等の経過措置）

３　建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（平成２８年国土交通省令第１０号）附則第２条第４項に規定する小荷物専用昇降機及び防火設備については、改正後の第２６条第２項の規定にかかわらず、同令附則第２条第４項の規定により読み替えて適用する建築基準法施行規則（昭和２５年建設省令第４０号）第６条第１項の規定による報告の時期は、この規則の施行の日から平成３１年５月３１日までとする。

附　則（令和３年３月３１日規則第４１号）

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月２４日規則第２４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和７年６月１７日規則第２６号）

この規則は、令和７年７月１日から施行する。

様式第１号(第６条関係)

意見の聴取請求書

年　　月　　日

別府市長　　殿

請求者
住　所
氏　名

建築基準法第　　条第　　項の規定により、次のとおり意見の聴取を行うことを請求します。

1　請求の趣旨

2　そ　の　他

様式第２号(第７条関係)

意見聴取開催通知書

年　　月　　日

殿

別府市長

建築基準法第　　条第　項の規定により、下記のとおり意見の聴取を行いますので出席して下さい。

記

1　日　　時　　年　　月　　日

2　場　　所

3　聴取をしようとする理由

様式第3号(第19条関係)

工場危険物調書

1 申請者住所					
2 申請者氏名					
3 設置場所					
4 工場名					
5 原材料名			6 製品名		
工場関係	7 申請に係る作業及び設備の概要				
		現在	申請による増加	申請による減少	合計
	8 敷地面積	㎡	㎡	㎡	㎡
	9 建築面積	㎡	㎡	㎡	㎡
	10 床面積 イ 作業所	㎡	㎡	㎡	㎡
	ロ 事務所	㎡	㎡	㎡	㎡
	ハ 倉庫	㎡	㎡	㎡	㎡
	ニ 厚生施設	㎡	㎡	㎡	㎡
	ホ その他	㎡	㎡	㎡	㎡
	ヘ 合計	㎡	㎡	㎡	㎡
	11 原動機	kW	kW	kW	kW
	12 作業員数	人	人	人	人

危険物関係	13 常時貯蔵する危険物		14 製造所又は他の事業を営む工場において処理する危険物	
	イ 品名	ロ 最大数量	イ 品名	ロ 最大停滞量

(注) 危険物とは、建築基準法施行令第116条第1項の表に掲げるものをいう。

様式第4号(第19条関係)

尿尿浄化槽設置概要書

年　月　日

建築主事　　殿

設置者　住所
　　氏名　(法人にあっては、その事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
　　電話(　　)　－

尿尿浄化槽を設置したいので、別府市建築基準法施行細則第19条第2号の規定により、次のとおり届け出ます。

1	設置場所の地名地番		
2	種類	(1)国土交通大臣型式認定浄化槽(名称　認定番号　) (2)その他	
3	処理の対象	(1)尿尿のみ　(2)尿尿及び雑排水	
4	当該浄化槽において処理する尿尿等を排出する建築物の用途及び延べ面積		m^2
5	処理対象人員及び算定根拠	人	
6	処理能力	イ　日平均汚水量	m^3／日
		ロ　生物化学的酸素要求量の除去率	%
		ハ　放流水の生物化学的酸素要求量	mg／l
7	放流先又は放流方法	(1)側溝　(2)河川　(3)湖沼　(4)海域 (5)その他(　　)	
8	工事を行う予定の浄化槽工事業者の氏名又は名称及び登録番号	氏名又は名称　登録番号	
9	着工予定年月日	年　月　日	10　使用開始予定年月日　年　月　日
11	付近の見取図		
12	その他特記すべき事項		

行政庁記入欄

(注意)1　2欄、3欄及び7欄は、該当する事項を○で囲むこと。
2　11欄は、設置位置、放流経路、放流先、方位、道路及び目標となる地物を明示すること。
3　12欄は、処理対象人員と使用予定人員が当面異なる場合にその使用予定人員を記入すること。

添付図書

1　尿尿浄化槽構造図

2　設計計算書(合併処理浄化槽に限る。)

様式第5号(第21条関係)

許可申請書
認定申請書
確認申請書　取下届
計画通知書

年　月　日

別府市長
建築主事　殿

届出者氏名

年　月　日付けで提出した　許可申請書 / 認定申請書 / 確認申請書 / 計画通知書　を取り下げたいので、別府市建築基準法施行細則第21条の規定により届け出ます。

1　建築物の敷地の地名及び地番	
2　建築物の用途、構造及び規模	
3　建築主の住所及び氏名	
4　取下げの理由	
※受付	※備考

	台帳記入	
	年月日	
	記入者印	

様式第6号(第22条関係)

建　築　主　変　更　届

年　　月　　日

別府市長
建築主事　　殿

届出者氏名

年　　月　　日付け第　　号で　許可／認定／確認　された建築物について、建築主を変更するので、別府市建築基準法施行細則第22条第1項の規定により届け出ます。

1　建築物の敷地の地名・地番	
2　建築物の用途、構造・規模	
3　旧建築主の　住所／氏名	
4　新建築主の　住所／氏名／電話	
5　変更の理由	

※受付		※備考
	台帳記入	
	年月日	
	記入者印	

様式第7号(第22条関係)

工事監理者 選定/変更 届

年　月　日

建築主事　　殿

建築主 住所/氏名

年　月　日付け第　　号で確認された建築物について、次のとおり、工事監理者を 選定/変更 するので、別府市建築基準法施行細則第22条第2項の規定により届け出ます。

1　建築物の敷地の地名・地番	
2　建築物の用途、構造・規模	
3　選定又は変更の別	選定　変更
4　旧工事監理者の住所氏名	(　)建築士　(　)登録第　号 (　)建築士事務所　(　)知事登録第　号 所在地 氏名 電話
5　新工事監理者の住所氏名	(　)建築士　(　)登録第　号 (　)建築士事務所　(　)知事登録第　号 所在地 氏名 電話
6　変更の理由	
※受付	※備考
台帳記入 年月日 記入者印	

様式第８号(第22条関係)

工事施工者 選定／変更 届

年　月　日

建築主事　　殿

建築主 住所／氏名

年　月　日付け第　　号で確認された建築物について、次のとおり、工事施工者を 選定／変更 するので、別府市建築基準法施行細則第22条第2項の規定により届け出ます。

1　建築物の敷地の地名・地番	
2　建築物の用途、構造・規模	
3　選定又は変更の別	選定　変更
4　旧工事施工者の住所氏名	建設業の許可(　　)第　　号 所在地 営業所名 氏名　　電話
5　新工事施工者の住所氏名	建設業の許可(　　)第　　号 所在地 営業所名 氏名　　電話
6　変更の理由	
※　受付	※　備考

台帳記入	
年月日	
記入者印	

様式第9号(第23条関係)

工事取りやめ届

年　月　日

別府市長　殿

建築主事

届出者氏名

年　月　日付け第　号で　許可 / 認定 / 確認　された建築物の　工事 / 工事の一部　を取りやめたので、別府市建築基準法施行細則第23条の規定により届けます。

1　建築物の敷地の地名・地番	
2　建築物の用途、構造・規模	
3　建築主の　住所 / 氏名	
4　取りやめの理由	
※受付	※備考

台帳記入	
年月日	
記入者印	

様式第10号(その1)(第24条関係)

施工状況報告書

年　月　日

建築主事　　殿

別府市建築基準法施行細則第24条の規定により、下記のとおり、施工の状況を報告します。

建築主　住所
氏名

1	報告書の作成者	工事監理者住所・氏名	(　)級建築士(　)登録　第　　号　所属 住所 氏名　　電話　(　)　－		
		構造担当者住所・氏名			
2	設計者住所・氏名				
3	構造設計者住所・氏名				
4	工事施工者住所・氏名				
5	建築工事名称				
6	建築場所				
7	建築物の概要	造　地上　階　地下　階　延面積　㎡			
8	主要用途				
9	確認年月日　番号	年　月　日　第　　号			
10	工事着手年月日	年　月　日	11　施工の状況	工事完了	
12	確認を受けた後の変更事項				
13	基礎及び各階の配筋、コンクリート又は鉄骨の工事の施工状況				
14	工事現場の危害防止の措置状況				
15	建築物の安全、衛生、防火、避難等に関する事項	一般構造		避難施設等	
		構造強度		内　装	
		耐火・防火構造		建築設備	
		防火区画等		各部分の高さ	
※受付		※備考			

様式第10号(その2)

<table>
<tr><td rowspan="2">16 構造耐力上主要な部分に使用した鋼材の種類及び部位(使用した鋼材の品質保証書の写しを添付すること。)</td><td>部　位</td><td colspan="2">鋼材の種類</td><td>部　位</td><td>鋼材の種類</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>17　鋼材の流通経路等</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">18　工場における鉄骨加工の状況</td><td>鉄骨加工工場</td><td colspan="4">住所
名称</td></tr>
<tr><td>鉄骨加工の状況</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">19　工場における鉄骨溶接加工に関する検査結果</td><td>検査者の住所・氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>検査結果の概要</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">20　工事現場における鉄骨工事の状況
(検査項目、検査方法及び検査結果等について記載し、必要に応じて写真等を添付すること。)</td><td></td><td>検査項目</td><td>検査方法</td><td>検査者の名称</td><td>検査結果</td></tr>
<tr><td>柱脚部及び建て方工事</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>溶接工事</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>ボルト工事</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>その他</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>備　考</td><td></td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

※　鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の建築工事の場合のみ記入してください。

様式第11号(その1)(第27条関係)

不適格建築物報告書

年　月　日

別府市長　殿

別府市建築基準法施行細則第27条の規定により、次のとおり報告します。

報告者氏名
電話

1	建築物の所有者の住所氏名							
2	建築物の管理者の住所氏名							
3	敷地の位置	地名地番						
		用途地域		防火地域		その他の地域・地区		
4	建築物の名称			5	建築物の用途			
6	敷地面積			7	原動機台数			
8	建築面積の合計			9	原動機出力合計			
10	延べ面積の合計			11	原動機を使用する作業場床面積の合計			
12	不適格内容							
13	危険物関係							
14	建築物(　)棟別概要	用途				構造		
		階別	階	階	階	階	合計	
		床面積						
		作業場の床面積						
		原動機の出力						
		原動機の台数						
15	その他参考となる事項							

※現地調査事項	年　月　日 現地調査員

※受付		※備考	

様式第11号(その2)

建　築　物　別　概　要　追　加　書　類

建築物棟別概要（　）	用途			構造		
	階別	階	階	階	階	合計
	床面積					
	作業場の床面積					
	原動機の出力					
	原動機の台数					
建築物棟別概要（　）	用途			構造		
	階別	階	階	階	階	合計
	床面積					
	作業場の床面積					
	原動機の出力					
	原動機の台数					
建築物棟別概要（　）	用途			構造		
	階別	階	階	階	階	合計
	床面積					
	作業場の床面積					
	原動機の出力					
	原動機の台数					
建築物棟別概要（　）	用途			構造		
	階別	階	階	階	階	合計
	床面積					
	作業場の床面積					
	原動機の出力					
	原動機の台数					
建築物棟別概要（　）	用途			構造		
	階別	階	階	階	階	合計
	床面積					
	作業場の床面積					
	原動機の出力					
	原動機の台数					

様式第12号(第28条関係)

道路位置指定申請書

年　月　日

別府市長　　殿

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を申請します。次の事項及び添付図書は、事実に相違ありません。

申請者　住所
氏名
電話（　）　－

1 設計者住所氏名			電話（　）　－	
2 私道の位置				
3 用途地域		4 その他の地域・地区		

5 道路の概要	イ 図面の符号	ロ 道路の幅員	ハ 道路の長さ	ニ 備考
		m	m	
		m	m	
		m	m	
		m	m	
		m	m	
	ホ 道路の長さの合計		m	ヘ 道路の面積　㎡

6 開発の概要				
	イ 開発面積	㎡	ニ 予定工事期間	
	ロ 区画数		着工	年　月　日
	ハ 予定建築物		完了	年　月　日

※受付	※決裁欄	※備考
	指定番号 第　号	
	指定年月日 年　月　日	

様式第13号(第28条、第30条関係)

承　　諾　　書

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号
別府市建築基準法施行細則第 30 条　の規定による　道路の位置の指定 / 私道の変更 / 私道の廃止　について、　土地所有者 / 権利者　として異議なく承諾します。

承諾年月日	関係土地の地番	土地所有者 / 権利者　住所氏名	㊞
・　・			
・　・			
・　・			
・　・			
・　・			
・　・			
・　・			
・　・			
・　・			
・　・			

注　不要な字句は消すこと。

様式第 14 号(第 29 条関係)

位　　置　　の　　標　　識

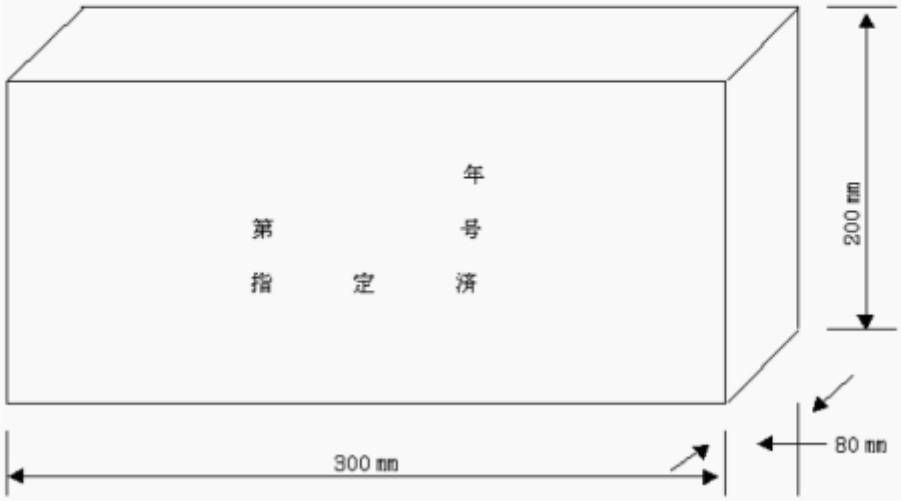

様式第15号(第29条関係)

工 事 完 了 報 告 書

年　　月　　日

別府市長　　殿

報告者　住所

氏名

　　年　　月　　日付けで申請した道路位置指定に関する工事が完了したので、報告します。

道路位置指定書類審査終了年月日　　年　　月　　日

道 路 位 置 指 定 予 定 番 号

※ 検 査 年 月 日	※ 検 査 員 氏 名
※ 受　　付	※ 備　　考

様式第16号(第30条関係)

私道 変更/廃止 申請書

年　月　日

別府市長　　殿

私道を 変更/廃止 したいので、別府市建築基準法施行細則第30条の規定により申請します。

住所
申請者
氏名

1	指定を受けた私道の位置	
2	指定年月日番号	
3	変更/廃止の理由	
4	変更後の私道の位置	

5 道路の概要

イ 図面の符号	ロ 道路の幅員	ハ 道路の長さ	ニ 備考
	m	m	
	m	m	
	m	m	
	m	m	
	m	m	
ホ 道路の長さの合計		m	ヘ 道路の面積 ㎡

6 その他必要な事項

※受付		※備考	

様式第17号(その1)(第33条関係)

認　定　申　請　書

年　月　日

別府市長　　殿
建築基準法施行令第　条第　項第　号の規定による認定を申請します。

住　所
申請者　氏　名
電　話

1	建築主住所氏名							
2	代理者住所氏名							
3 敷地関係	イ 地名地番							
	ロ 敷地面積	ハ 主要道路幅		ニ 敷地内の通路幅		ホ 建築面積の敷地面積に対する割合		
	㎡	m		m		%		
4 建物関係	イ 主要用途	ロ 建築面積の合計		ハ 延べ面積の合計		ニ 最高の高さ		
		㎡		㎡		m		
	ホ 棟別 用途	構造	階数	棟数	戸数	建築面積	延べ面積	
			階	棟	戸	㎡	㎡	
5 地域等	用途地域	防火関係地域		市街化関係地域		その他の地域・地区		
6	計画を必要とする理由							
7	付近の状況							
8	免除条項							
9	工事予定期間	(着工)　年　月　日		(完了)　年　月　日				
※	条件							
※受付				認定欄 認定番号 年　月　日				

様式第17号(その2)

認定申請書(政令第131条の2関係)

年　月　日

別府市長　　殿

建築基準法施行令第131条の2第2項の規定による認定を申請します。

住　所
申請者　氏　名
電　話

1	建築主住所氏名					
2	代理者住所氏名					
3 敷地関係	敷地となる部分の地名地番					
	道路とみなす部分の地名地番					
		敷地面積	主要道路幅	建築面積の敷地面積に対する割合	延べ面積の敷地面積に対する割合	
	認定前	㎡	m	%	%	
	認定後	㎡	m	%	%	

4 建物関係	主要用途	構造	階数	棟数	戸数	最高の高さ	最高の軒高
			階	棟	戸	m	m

5 地域等	用途地域	防火関係地域	市街化関係区域	その他の地域・地区

6	計画道路の名称		
7	計画を必要とする理由		
8	付近の状況		
9	工事予定期間	(着工)　年　月　日	(完了)　年　月　日
※	条件		

※ 受付		認定欄 認定番号 年　月　日

様式第18号(第34条関係)

建築協定認可申請書

年　月　日

別府市長　　殿

申請者氏名

建築基準法　第70条第1項
第76条の3第2項　の規定による建築協定認可を申請します。

1	申請者	住所 電話					
2	申請位置						
3	地域			4	地区		
5	申請の目的						
6 協定事項	イ	壁面線と道路までの距離					
	ロ	構造					
	ハ	外壁仕上及び色彩					
	ニ	軒高	1階 m	2階 m	3階 m	ホ ひさしの高さ及び出	m m
	ヘ	パラペットの高さ	m	ト 開口部の高さ	m	チ 最高部の高さ	m
7	その他						

※受付	※認可欄

注　不要な字句は消すこと。

様式第19号(第34条関係)

建築協定 変更 廃止 認可申請書

年　月　日

別府市長　　殿

申請者氏名

建築基準法第　条第　号の規定による建築協定 変更 廃止 認可を申請します。

1 申請者	住所 電話						
2 申請位置							
3 地域			4 地区				
5 申請の目的							
6 協定事項	イ 壁面線と道路までの距離						
	ロ 構造						
	ハ 外壁仕上及び色彩						
	ニ 軒高	1階	2階	3階	ホ ひさしの高さ及び出		
		m	m	m		m m	
	ヘ パラペットの高さ	m	ト 開口部の高さ	m	チ 最高部の高さ	m	
7 その他							

※ 受付	※ 認可欄

注　不要な字句は消すこと。

様式第20号(第35条関係)

一人建築協定効力発生届

年　月　日

別府市長　　殿

建築基準法第76条の3第5項の規定により建築協定の効力を有することとなったので、関係図書を添えて届け出ます。

住　所
届出者　氏　名
電　話

1	建築協定の名称	
2	認定年月日及び番号	年　月　日
3	効力を有することとなった年月日	年　月　日
4	効力発生に係る土地の地名地番	所有者等の住所及び氏名〔法人にあっては、その名称及び代表者氏名〕

※受付	※備考

様式第21号(第36条関係)

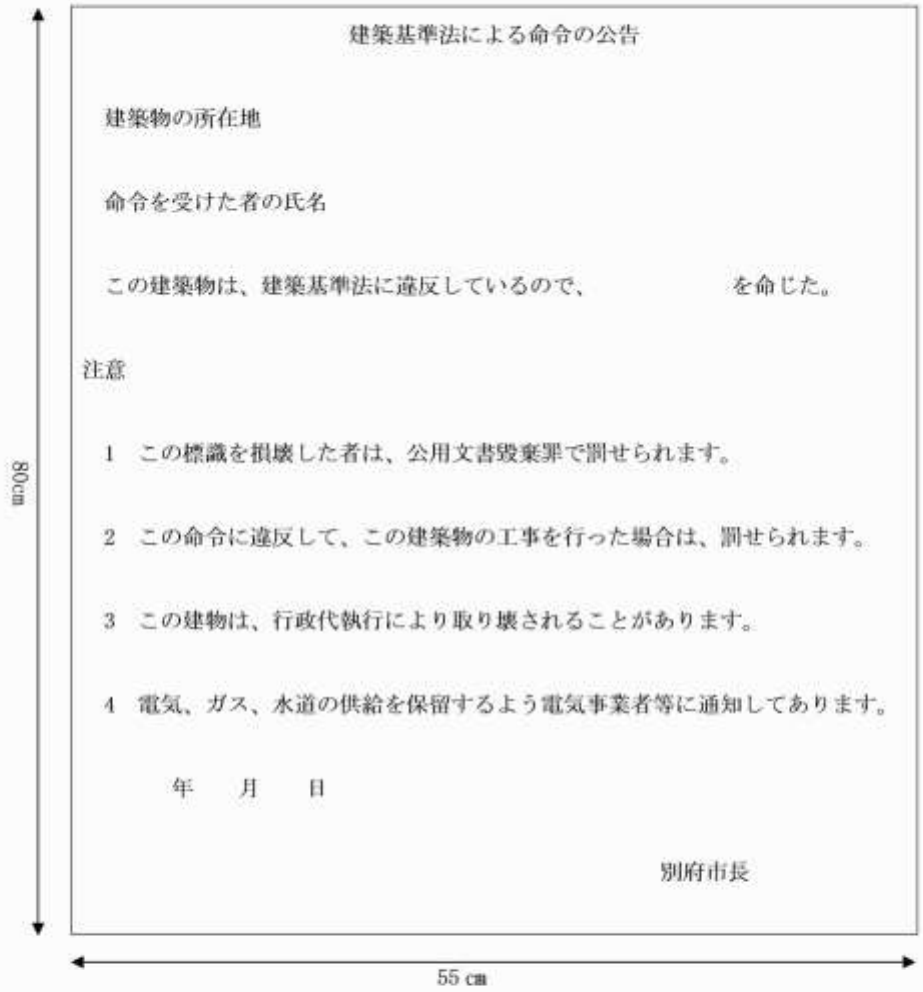

建築基準法による命令の公告

建築物の所在地

命令を受けた者の氏名

この建築物は、建築基準法に違反しているので、　　を命じた。

注意

1　この標識を損壊した者は、公用文書毀棄罪で罰せられます。

2　この命令に違反して、この建築物の工事を行った場合は、罰せられます。

3　この建物は、行政代執行により取り壊されることがあります。

4　電気、ガス、水道の供給を保留するよう電気事業者等に通知してあります。

年　　月　　日

別府市長

様式第１号（第６条関係）

（一部改正〔令和３年規則４１号〕）

様式第２号（第７条関係）

様式第３号（第１９条関係）

（一部改正〔令和３年規則４１号〕）

様式第４号（第１９条関係）

（一部改正〔平成１２年規則３９号・１６年８号・令和３年４１号〕）

様式第５号（第２１条関係）

（一部改正〔平成１６年規則８号・１９年３９号・令和３年４１号〕）

様式第６号（第２２条関係）

（一部改正〔平成１６年規則８号・令和３年４１号〕）

様式第７号（第２２条関係）

（一部改正〔平成１１年規則３１号・１６年８号・令和３年４１号〕）

様式第８号（第２２条関係）

（追加〔平成１１年規則３１号〕、一部改正〔平成１６年規則８号・令和３年４１号〕）

様式第９号（第２３条関係）

（一部改正〔平成１６年規則８号・令和３年４１号〕）

様式第１０号(その１)（第２４条関係）

（一部改正〔平成１６年規則８号・令和３年４１号〕）

様式第１０号(その２)

（一部改正〔平成１６年規則８号〕）

様式第１１号(その１)（第２７条関係）

（一部改正〔平成１６年規則８号・令和３年４１号〕）

様式第１１号(その２)

（一部改正〔平成１６年規則８号〕）

様式第１２号（第２８条関係）

（一部改正〔平成１６年規則８号・令和３年４１号〕）

様式第１３号（第２８条、第３０条関係）

（一部改正〔平成１６年規則８号〕）

様式第１４号（第２９条関係）

（一部改正〔平成１６年規則８号〕）

様式第１５号（第２９条関係）

（一部改正〔平成１６年規則８号・令和３年４１号〕）

様式第１６号（第３０条関係）

（一部改正〔平成１６年規則８号・令和３年４１号〕）

様式第１７号(その１)（第３３条関係）

（一部改正〔平成１１年規則３１号・１６年８号・令和３年４１号〕）

様式第１７号(その２)

（一部改正〔平成１１年規則３１号・１６年８号・令和３年４１号〕）

様式第１８号（第３４条関係）

（一部改正〔平成１６年規則８号・令和３年４１号〕）

様式第１９号（第３４条関係）

（一部改正〔平成１６年規則８号・令和３年４１号〕）

様式第２０号（第３５条関係）

（一部改正〔平成１６年規則８号・令和３年４１号〕）

様式第２１号（第３６条関係）

（一部改正〔平成１６年規則８号〕）